

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります! (平成34年2月1日以降、 違反点2点が付きれます。)

| ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上 です!船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを 着用しましょう!

海中転落時の生存率





非着用

着用

ライフジャケットの種類

- 国が安全性を確認した証である桜 マークがあるライフジャケットを着 用してください※!
- 桜マークがあるライフジャケットに は、すべての小型船舶で使用可能な もの(タイプA)や、水上バイク用 などいろいろなタイプがあります! (右表参照)
- 個人でライフジャケットを購入され る場合には、乗船する船舶で使用可 能なタイプを確認してください!



1.船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場

11周周久上海(三) (周周月天三) 2000年11月1日 11月1日 11日 1		
	タイプ	使用可能な船舶
	Α	すべての小型船舶
	D	陸岸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
	F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
	G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上バイク等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細についてはホームページを確認ください。)

船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶に乗船する

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)には、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用が推奨されます!

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



<u>着用する必要がありません</u>

防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方



できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり!

違反した船長には違反点数2点が課され、 再教育講習を受けなければなりません! 5点以上で免許停止の対象となります!



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省•水産庁•海上保安庁•警察庁

詳しくはホームページへ

